

りっとうプレミアム付商品券2024
りっとうバル・スタンプラリー
取扱店募集要領

令和6年4月1日
栗東市商工会

I. りっとうプレミアム付商品券2024

1. 商品券発行内容について

- (1) 目的：エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響による、市内の消費減少に対して、地域経済の活性化と賑わい創出のため、栗東市独自のプレミアム付商品券を発行し消費喚起を図る。
- (2) 名称：りっとうプレミアム付商品券2024以下「商品券」という
- (3) 発行者：栗東市商工会
- (4) 対象者：栗東市民、市内在勤者
- (5) 販売価格：1冊5,000円（500円券×12枚 6,000円相当）
（内訳）一般店専用券6枚、全店共通券6枚
- (6) 発行金額：約43,000冊×6,000円＝約2億5千8百万円分
- (7) 使用期間：令和6年8月1日(木)～令和6年12月31日(火)

2. 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能で
ず。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、商工会はその責を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) タバコ
- (3) 他の商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 金融機関への預け入れ

- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 商品券の使用期間外のサービス

4. 取扱店の参加資格

栗東市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、栗東市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

但し、次の(1)から(4)に該当する事業者を除きます。

【除外業種】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記[3. 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5. 取扱店の区分と券種

- (1) 取扱店は次の2タイプに区分されます。

大型店	* 売場面積が1,000㎡超の小売店 (同一資本店に1,000㎡超の店舗があればすべての店舗を大型店とみなす ※例えば、同一資本の3店舗があり、うち1店舗の売場面積が1,000㎡超ならば、3店舗ともすべて大型店とする)
一般店	* 売場面積が1,000㎡以下の小売店とその他の業種 (大型商業施設内にある1,000㎡以下のテナントは、レジが独立していれば一般店へ分類)

- (2) 取扱店の区分により、利用できる商品券の券種が異なります。

店舗区分	券種	
	一般店専用券	全店共通券
大型店	×	○
一般店	○	○

6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター、のぼり旗等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに栗東市商工会まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。使用期間中における商品の売買サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 利用者から受け取った商品券は、取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

7. 換金について

(1) 換金方法

- ①取扱店は、栗東市商工会（以下商工会という）窓口に「取扱店証明書」を提示のうえ、「使用済商品券」を提出し、商品券の換金を依頼します。
※窓口対応は、平日の10時～16時とします。
- ②商工会は、「使用済商品券」の枚数等をカウントし、取扱店に「預かり証」を発行します。
- ③商工会は、毎月15日・30日頃に締日を設けて、期間内の使用済商品券を集計し、締日の4～5営業日後に取扱店指定口座へお振込します。
- ④詳しいスケジュールについては説明会でお渡しする換金カレンダーをご覧ください。
- ⑤振込手数料については、商工会が負担します。
- ⑥1回あたり200枚（10万円）を限度に現金交換にも対応します。現金交換を希望される取扱店は、前営業日の16時までに電話連絡をお願いします。

(2) 換金受付期間

令和6年8月2日(金)～令和7年1月31日(金)

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

Ⅱ. りっとうバル・スタンプラリー

1. スタンプラリーの内容について

(1) 内 容：スタンプラリー実施期間内に対象飲食店を利用した方が、スマートフォンアプリ「frari」を使用し、店内に掲示された店舗ごとのデジタルスタンプ（QRコード）を取得する。スタンプ3個につき1回抽選に応募でき、当選者には商品券を1冊贈呈する。

(2) 対象店舗：スタンプラリー取扱店に登録できる店舗は、商品券取扱店に登録された飲食店のみ

※スタンプラリー取扱店のみ登録は不可。また、商品券を取り扱う飲食店であっても、必ずしもスタンプラリー取扱店に登録しなくてもよい

	商品券取扱店	スタンプラリー取扱店
飲食店	○登録	○登録できる
飲食店	○登録	×登録しなくてもよい
飲食店	×未登録	×登録できない
飲食店以外	○登録	×登録できない

(3) 利 用 者：対象店舗を利用された方であれば、商品券の使用にかかわらず、誰でも参加できます。（ただし、デリバリーは対象外。フードコートは全体で1店舗とする。）

(4) 役 割：スタンプラリー対象店舗は、店内（壁面、飲食テーブル、レジ等）にスタンプラリーのポスター・QRコード等を掲示するのみです。（QRコードは店舗ごとに異なります）

お客様がプレミアム付商品券を利用されたか判断する必要はありません。

(5) 開催期間：令和6年8月1日(木)～令和6年10月31日(木)

Ⅲ. 登録申請

1. 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、栗東市商工会へ郵送、FAXまたは直接提出してください。

取扱店登録申請書は下記栗東市商工会のホームページからダウンロードできます。

栗東市商工会ホームページ：<https://www.rittosci.com>

(2) 申請書の提出先

栗東市商工会 〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25
TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263

(3) 申請期間

■ **プレミアム付商品券取扱店登録申請**

令和6年6月1日(土)～令和6年11月30日(土)

※ただし、取扱店一覧チラシに掲載するため、次の締切日を設けます。

チラシ掲載締切日を過ぎますと取扱店一覧チラシ（印刷物）に店舗名
を掲載できず、ホームページにのみ掲載されます。

チラシ掲載締切日 令和6年6月30日（日）

■ **りっとうバル・スタンプラリー取扱店登録申請**

令和6年6月1日(土)～令和6年9月30日(月)

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、商工会の審査を経て、取扱店として承認します。
承認結果については、後日通知します。

(5) その他

- ①個別の店舗ごとに申し込んでください。栗東市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。
- ③申請後に取扱店を辞退される場合は、必ず申し出てください。ただし、取扱店を辞退されてもチラシやホームページに掲載されていることがありますので、商品券を取扱いできない旨を店頭でお客様にお示しいただく等トラブルにならないよう配慮してください。

2. 取扱店説明会について

取扱店を対象に説明会を開催しますので、いずれかに参加してください。
説明会の日程につきましては、最終ページをご覧ください。

なお、説明会において、ポスター、のぼり旗等の取扱店必要品を配布します。

説明会に参加できない場合、または説明会終了後に申請された場合は、個別に説明いたしますので商工会館までお越しください。

3. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

4. その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、栗東市商工会へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、栗東市商工会のホームページやリーフレットなどにより広報します。
- (3) 本事業は、事情により内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

<問い合わせ先> 栗東市商工会

〒520-3047 栗東市手原三丁目 1-25

TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263 e-mail info@rittosci.com

(別 表) 取扱店説明会の日時・会場

No	開催日	時間	会場	定員
1	7月22日(月)	10:30~11:30	栗東市商工会館	80名
2	7月22日(月)	13:00~14:00	栗東市商工会館	80名
3	7月23日(火)	10:30~11:30	栗東市商工会館	80名
4	7月23日(火)	13:00~14:00	栗東市商工会館	80名
5	7月24日(水)	10:30~11:30	栗東市商工会館	80名
6	7月24日(水)	13:00~14:00	栗東市商工会館	80名
7	7月25日(木)	10:30~11:30	ウイングプラザ	40名
8	7月25日(木)	13:00~14:00	ウイングプラザ	40名
9	7月26日(金)	10:30~11:30	栗東市商工会館	80名
10	7月26日(金)	13:00~14:00	栗東市商工会館	80名

※いずれの説明会にも参加できない場合は、商工会館までお越しくください。

<説明会会場>

- ・栗東市商工会館（3F研修室C） 手原三丁目1-25（JR手原駅前）
- ・ウイングプラザ（4F研修室E） 糺二丁目4-5（JR栗東駅前）